

## 性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を深く傷つけ、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。これまでの刑法の罰則では不十分であるという声が高まり、平成29年6月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われ、強姦罪が強制性交等罪へ、懲役の下限が3年から5年に引き上げられ、非親告罪とするなど改正されました。

しかし、強制性交等罪は暴行・脅迫の要件が必要であること、性交同意年齢の問題など、改正後の規定でもなお被害者保護として不十分であり、問題が指摘されています。平成29年改正法の成立にあたり、衆参両議院で採択された附帯決議では、施行後3年を目途に、施策の在り方を検討し、必要があると認めるとき、所要の措置を講じることと明記されました。

よって、国においては、この趣旨を尊重し、速やかに被害の実情を踏まえ、下記事項を性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組みされるよう強く要望します。

### 記

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討を図ること。
- 2 性交同意年齢を現行の13歳から16歳へ引き上げること。
- 3 地位関係性を利用した性犯罪について規定を設けること。
- 4 公訴時効の撤廃を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月21日

新宿区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
内閣官房長官  
国家公安委員会委員長

宛て